4　招請政府は、国際事務局と合意の上大会議の確定期日及び正確な場所を定める。招請政府は、原則として確定期日の一年前に、加盟国政府に対して招請状を送付する。招請状は、直接又は他の政府若しくは国際事務局長の仲介によって送付することができる。

5　招請政府なしに大会議を開催しなければならない場合には、国際事務局は、管理理事会の同意を得て、かつ、スイス連邦政府と合意の上、連合所在国に大会議を招集し、及び組織するために必要な措置をとる。この場合には、同事務局が招請政府の職務を行う。

6　臨時大会議の開催地は、その開催を発議した加盟国が国際事務局と合意の上決定する。

7　2から5まで及び次条の規定は、臨時大会議について準用する。

第百二条　大会議における投票権

1　加盟国は、第百四十九条に定める制裁が適用される場合を除くほか、一の票を有する。

第百三条　大会議の権限

1　大会議は、加盟国、管理理事会及び郵便業務理事会の提案に基づき、次のことを行う。

1.1　万国郵便連合憲章前文及び第一条に規定する連合の任務及び目的を達成するための一般的政策を決定すること。

1.2　万国郵便連合憲章第二十九条及びこの一般規則第百三十八条の規定に従って加盟国及び両理事会から提出される同憲章、この一般規則、万国郵便条約及び約定に関する改正案を検討し、及び適当な場合には採択すること。

1.3　連合の文書の効力発生の日を定めること。

1.4　大会議内部規則及びその改正を採択すること。

1.5　管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会が、前回の大会議からの期間の自己の活動に関して第百十一条、第百十七条及び第百二十五条の規定に従ってそれぞれ提出した包括的な報告書を検討すること。

1.6　連合の戦略を採択すること。

1.7　万国郵便連合憲章第二十一条の規定に従い、連合の経費の最高限度額を定めること。

1.8　管理理事会及び郵便業務理事会の議席を占める加盟国を選出すること。

1.9　国際事務局長及び国際事務局次長を選出すること。

1.10　ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額を決議によって定めること。

2　大会議は、連合の最高機関として、郵便業務に関する他の問題を扱う。

第百四条　大会議内部規則

1　大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議内部規則を適用する。

2　大会議は、大会議内部規則を同内部規則に定める条件に従って改正することができる。

第百五条　連合の機関のオブザーバー

1　次の者は、大会議、管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。

1.1　国際連合の代表者

1.2　限定連合

1.3　諮問委員会の委員

1.4　大会議の決議又は決定により、連合の会合にオブザーバーとして参加することを許可された団体

2　次の者は、第百七条1.12の規定に従って管理理事会により正当に指定された場合には、特別のオブザーバーとして大会議の特定の会合に参加するよう招請される。

2.1　国際連合の専門機関及び他の政府間機関

2.2　国際機関、団体若しくは企業又は資格のある者

3　1に規定するオブザーバーに加えて、管理理事会及び郵便業務理事会は、連合及びその機関にとって利益となる場合には、内部規則に従って、当該各理事会の会合に参加する特別のオブザーバーを指定することができる。

第二節　管理理事会

第百六条　管理理事会の構成及び運営

1　管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2　大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。

3　管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によって選出されることはできない。

4　管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。代表者は、郵便の分野における権限を有していなければならない。管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

5　管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

第百七条　管理理事会の権限

1　管理理事会は、次の権限を有する。

1.1　大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し、及び規制に関する国際的な政策（例えば、サービスの貿易及び競争に関するもの）を考慮しつつ、大会議から大会議までの間における連合の全ての活動を監督すること。

1.2　国際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、調整し、及び監督すること。

1.3　万国郵便連合の四年ごとの事業計画案であって大会議により承認されたものを検討し、及び当該事業計画案に提示されている活動を実際に利用可能な財源と一致させた上で当該事業計画案を確定すること。確定された計画は、また、適当な場合には、大会議における優先順位を付する手続の結果と一致すべきである。管理理事会によって確定され、及び承認された万国郵便連合の四年ごとの事業計画は、管理理事会及び郵便業務理事会によって作成され、及び実施される年次運営計画と同様に、年次計画及び年次予算の作成の基礎となる。

1.4　1.3の規定に従い、万国郵便連合の確定された事業計画を考慮に入れ、連合の年次計画及び年次予算並びに年次会計報告を審査し、及び承認すること。

1.5　やむを得ない場合には、第百四十五条3から5までの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認めること。

1.6　請求があった場合には、第百五十条6に定める条件に従って、一段階低い分担等級の選定を認めること。

1.7　加盟国から請求があった場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係する地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。